

教員の不祥事防止について

1 懲戒処分等の状況について

(1) 処分件数の推移（事務職員等含む）

令和7年1月31日（金）現在

| 区分 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 懲戒 | 25 | 24 | 24 | 29 | 20 | 15 | 16 | 14 | 22 | 17 | 27 | 14 |
| 訓告等 | 97 | 66 | 48 | 73 | 56 | 51 | 47 | 63 | 67 | 54 | 82 | 35 |
| 計 | 122 | 90 | 72 | 102 | 76 | 66 | 63 | 77 | 89 | 71 | 109 | 49 |

※H27は教科書関係問題（戒告2、訓告等67）を含まない

(2) 本年度の懲戒処分の状況

令和7年1月31日（金）現在

| 区分 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 | 前年度末 |
|------------------|----|----|----|----|-----|------|
| わいせつ等 | 4 | 1 | 0 | 0 | 5 | 9 |
| 体罰 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 個人情報漏洩等 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 交通事故 (含：交通違反) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 6 |
| 酒気帯び運転等 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| その他 | 0 | 4 | 0 | 1 | 5 | 8 |
| 計 | 5 | 5 | 0 | 4 | 14 | — |
| 前年度末 | 12 | 7 | 5 | 3 | — | 27 |

2 不祥事防止対策の取組内容と現状について

(1) 不祥事防止の指導・啓発

不祥事防止について、以下のような指導、啓発を行っている。

- ① 啓発資料「信頼される愛知の教職員であり続けるために」と「携帯用チェックリスト」の活用
- ② 学校内での不祥事防止の体制づくり
 - ア 校内研修と情報共有の体制づくり
 - イ 相談窓口の設置
- ③ 中学校、高等学校の生徒に対するセクハラ啓発リーフレットの配布【令和元年度より】
- ④ 職場でのケースメソッドを取り入れた話し合い
- ⑤ 全教職員を対象とした校長によるコンプライアンス面談の実施
面談時に用いる不祥事防止チェックリストを、A B C Dの4段階のどこにあたるかをチェックする形式に改訂し、より意識を高めさせるようにした。

| 不祥事防止チェックシート（教職員用） | | | | | 氏名 |
|---|---|---|---|---|----|
| A：そうである B：どちらかというそうである C：どちらかというそうではない D：そうではない | | | | | |
| ■ 不祥事全般 | | | | | |
| 自分が公務員であること、県民全体の奉仕者であることを常に自覚し、法律・条例等の関係法令を守り、公正に職務を執行するとともに、公務員として求められる姿勢や心構えを理解して行動している。 | A | B | C | D | |
| 愛知県教育委員会の懲戒処分の基準や公表基準の内容について理解している。 | A | B | C | D | |
| 公私の区別をはっきりとさせ、その職務や地位又は教職員としての立場を私的な利益のために利用は | A | B | C | D | |

⑥ 懲戒処分後の事案に対応した不祥事防止の通知

- わいせつ事案防止に向けての通知（令和6年9月13日）

| |
|--|
| ○ わいせつ行為防止の心構え |
| ① 児童生徒とのSNSでの私用のやり取り厳禁 → わいせつ行為の起点は、児童生徒とSNSでつながること |
| ② 児童生徒との適切な距離の保持 → あくまで教師と児童生徒の関係。必ず一線を引く。相談等で密室で1対1になることは厳禁 |
| ③ 体に触れる指導厳禁 → 児童生徒に接触する必要性は全くない。 わいせつ行為、体罰どちらも児童生徒に接触しなければ発生しない。 |

- 個人情報の紛失事案防止に向けての通知（令和6年12月25日）

| |
|--|
| ○ 退勤後や休日における不祥事が多発していることから、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）は職務の内外を問わず負う「身分上の義務」であることを、強く指導すること。 |
| ○ 愛知県情報セキュリティポリシー、各市町村情報セキュリティポリシー等に従い、適切な個人情報の取扱に努めるよう指導を徹底すること。 |

- ⑦ 県立学校校長会における事務局次長の講話（令和6年10月1日）

(2) 県立学校における若手教員に対する研修の充実・強化

| 研修名 | 日数（時間）・受講者 | 研修内容 |
|---------|-------------------|---|
| 初任者研修 | 1日（うち1時間） 354人 | 令和6年4月23日に、1日日程の研修を行った。この研修では、「サービス管理」の科目において不祥事防止を中心に講話を行った。 |
| 3年目教員研修 | 半日（うち半日） 262人 | 令和6年10月21日に、262名の参加者を6つのグループに分けて、半日日程の研修を行った。この研修では、特に不祥事防止に重点を置いて講義とワークショップを行った。 |

(3) 県立学校における管理職教員に対する研修の強化

| 研修名 | 日数（時間）・受講者 | 研修内容 |
|---------------------|-------------------|---|
| 新任校長向けパワーアップ研修 | 半日（うち15分） 41人 | 令和6年5月15日に、半日日程の研修を行った。教職員課県立人事担当課長が講話の中で不祥事防止について触れた。 |
| 教頭向けパワーアップ研修 | 半日（うち20分） 349人 | 令和6年9月27日に、半日日程の研修を行った。教職員課県立人事担当課長が、講話で不祥事防止についての講話を行った。 |
| 特別支援学校部主事向けパワーアップ研修 | 半日（うち60分） 102人 | 令和6年9月10日に、半日日程の研修を行い、38名の参加者に、不祥事防止に重点を置いて講義とワークショップを行った。また、64人を対象に、eラーニングで講義を行った。 |

(4) 小中学校における若手教員に対する研修の充実・強化

| 研修名 | 日数（時間）・受講者 | 研修内容 |
|----------------|-------------------|--|
| 初任者研修 | 3日（うち50分） 708人 | 令和6年5月15日、22日、29日に、総合教育センターの講堂において、小学校の新任教員を2グループ、中学校の新任教員を1グループに分けて、教職員課小中学校人事グループが不祥事防止を中心に講話を行った。 |
| 中堅教諭 資質向上研修 | 2日（うち50分） 603人 | 令和6年12月25日に小学校の教員を対象に、同月26日に中学校の教員を対象に、総合教育センターで、教職員課小中学校人事グループが不祥事防止の講話を行った。 |

(5) 小中学校における管理職教員に対する研修の強化

| 研修名 | 日数（時間）・受講者 | 研修内容 |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 新任校長研修会 | 1日（うち45分） 116人 | 教職員課小中学校人事グループが、令和6年10月25日に新任教頭に対して、同年11月8日に新任校長に対して、に不祥事防止を含めた学校における危機管理について講話を行っている。 |
| 新任教頭研修会 | 1日（うち30分） 155人 | |
| 校長会、教頭会での講話 | 半日（うち15分） 校長会 833人 教頭会 541人 | 今年度4月から6月にかけて、県内ほぼ全域において、各教育事務所職員が、校長会、教頭会に出席して、不祥事防止についての講話を行った。 |

3 次年度に向けた取組

不祥事根絶を目指して、不祥事防止啓発資料『信頼される愛知の教職員であり続けるために』について、令和7年度4月に全教職員に配布する予定である。